美濃国第三宮因幡社本縁起事

読み下し文　岐阜市歴史博物館学芸員　筧　真理子

神日本磐余彦天皇（神武天皇と号し奉る）十一代の御門、活目入彦五十狭茅天皇（垂仁天皇と号し奉る）御宇十五年秋八月壬午の朔に日葉酢媛命を立てて皇后と為す。三男二女を生みたまふ。第一をば五十瓊敷入彦命と曰し、第二をば大足彦尊と曰す。この外、他の妃に男女十五人、并せて十九人の御子おはしましき。同じき三十年の春正月己未の朔甲子、天皇、五十瓊敷入彦命・大足彦尊に詔して曰く、汝等各、情願物を言せとなり。兄の五十瓊敷入彦王諮さく、弓矢を得んと欲ふ。弟の大足彦王諮したまはく、皇の位を得んと欲ふ。よって天皇詔して曰く、各よろしく情の随べしと。則ち、弓矢を五十瓊敷入彦命に賜ふ。大足彦尊に詔して曰く、汝必ず朕が位を継げと云々。同三十二年秋七月甲戌の朔己卯、皇后日葉酢媛命（亦は日葉酢根命と云々）薨ひぬ。臨葬、日有り。天皇、群卿に詔して曰く、死に従ふの道、前に不可を知る。今この行の葬に、いかんがせん。ここにおいて野見宿祢進んで曰さく、それ君王の陵墓に生ける人を埋み立つるは、これ不良。豈後の葉に伝へんことを得んや。願はくは今将に便りなる事を議して、これを奏す。則ち、使ひ者を遣りて出雲国の土師部の壱佰人を喚し上せて、自ら土師部等を領ひ、埴を取りてもって人馬及び種々の物の形を造作り、天皇に献って曰さく、今より以後、この土物をもって生ける人に更易へて陵墓に樹てて、後の葉の法とせん。則ち天皇ここにおいて大いにこれを喜びて野見宿祢に詔して曰く、汝が便りなる議、寔に朕が心に洽へり。則てその土物を始めて日葉酢媛命の墓に立つ。よってこの土物を号して埴輪と謂ふ。亦の名は立ち物なり。よって今を下して曰く、今より以後、陵墓に必ずこの土物を樹てて、傷め人を無くせ。天皇厚く野見宿祢の功を賞めて、亦鍛地を賜ふ。即ち土師の職に任せたまふ。因て本姓を改めて土師臣と謂ふ。これ土師連等天皇の喪葬を主る縁なり。所謂野見宿祢はこれ土師連等が始めの祖なり。同じき三十七年の春正月戊寅の朔、大足彦尊を立てて皇太子としたまふ。同三十九年冬十月、五十瓊敷入彦命、茅渟菟砥河上の宮に居て、鍛冶を河上に喚して太刀一千口を作る（一に云く、剣一千口を作り、因てその剣を名づけて川上部と謂ふ。亦名づけて裸伴と曰ふ。石上の神宮に蔵めたまふ。この後、五十瓊敷命に命ぜて、石上の神宮の神宝を主らしむ）。その時、楯縫部・倭文部・神弓削部・神矢作部・大穴磯部・泊橿部・玉作部・神形部・日置部・大刀佩部、并せて十箇の品部を五十瓊敷入彦命に賜ふ。その一千口の大刀は忍坂の邑に蔵めたまふ（一に云く、石上の神宮に蔵むと云々）。しかして後、忍坂よりこれを移して石上の神宮に蔵めたまふ。この時、これを乞はして言はく、春日の臣の族、名は市河をして治たしめ、因てもって市河に命ぜて治たしむ。これ、今の物部の首らが始めの祖なり。同八十七年春二月丁亥の朔辛卯、五十瓊敷入彦命、妹大中姫命に謂ひて曰はく、我老ひぬとして、神宝を掌ることあたはず。今より以後、必ず汝主れ。大中姫、辞びて曰く、吾手弱女人なり。何んぞよく天の神庫に登らんや。五十瓊敷入彦命曰はく、神庫高しと雖ども、我よく神庫の為に梯を造らん。豈、神庫に登らんに煩ひ有らん。故、諺に曰く天の神庫も随樹梯と云ふ。これその縁なり。しかれば遂に大中姫命、物部十千根大連に授けて治めしむ。物部連等が今に主って石上の神宝を治つ。これその縁なり。同九十九年秋七月戊午の朔、天皇纏向の宮に崩じたまふ時、年百四十歳。冬十二月癸卯の朔壬子、菅原の伏見陵に葬めまつる。よって天皇の第二の皇子、大足彦尊を皇太子としたまふ。御即位。大足彦忍代別天皇と号し奉る（亦は景行天皇と曰す）。御宇四年の春二月甲寅の朔、八坂入媛を喚して妃としたまふ。七男六女を生みたまふ。第一を稚足彦天皇と曰す（亦、成務天皇と曰す）。第六を渟熯皇女と曰す（五十瓊敷入彦命の御息所なり）。それ天皇の男女、前後并べて八十の子ましまます。しかして日本武尊・稚足彦天皇・五百城入彦皇子を除いての外、七十余りの子は皆国郡に封し、各その国に如かしむ。爰に五十瓊敷入彦命、容貌美麗にして世に勝れ、力量勇健にして人に超へ、御長一丈余りなり。御心操廉直憲法にして貴賤を憐れみ、御才学賢聖達智にして文武に通じたまふ。しかる間、天皇この命を憑みに思し食し、親子快昵両慮无二なり。よって御位を禅り奉るべき御気色洩れ聞こゆる間、天皇の太子大碓皇子の御乳父陸奥守中臣部豊益連、五十瓊敷入彦命を見奉り、嫉妬の思ひを成し、我が養君大碓皇子、天皇の太子為りと雖も、今の如くば位に即きたまはんこと不審思ひを成し、便宜を伺ひ、五十瓊敷入彦命陰謀の企ておはしますの由を曰す。時々叡聞を掠めたてまつるに依りて、忽ちに天慮変じて、是非無く都の外に出し奉るべきの由議定有りて、因幡守に補して当国に遷し奉る。この命の御息所、当帝の御娘渟熯皇女なり。叔姪として婦夫と成りたまふ。しかるに今、離析の間、互ひに御余波浅からずして、御息所慕ひおはしますと雖も、天皇御許し無くして、去留共に御悲歎の涙を流したまふ。彼の御有様、喩へを取るに古今比類无き御事なり。しかりと雖も、頻りに宣旨重なれば、力及び給はず、栖み馴るる都を除に御覧じ、九重の交はりを山陰に隔てて御意に任せざれば、力无く御出有り。いまだ習ひましまざる旅の空、懶き御事等思し食し、列けて日数を経ば因幡の国府に着きたまふ。その後、御在所を毛里の郷に構へて彼の所に移し奉る。しかれば当国の大守として、国務に撫民を致し、政断に普く情を施したまふ。この命、尋常の刺史に非ず。当帝の御兄弟の上、御憲法の間、国中闔って帰伏せしめて、偏に天子の政の如く崇敬し、背き奉る者无し。しかりと雖も、ここに空しく期月を送り匹夫と共に潤日を迎へるの処に、朝家の重き御宝に神代より三種の神器を伝へるその一つの宝剣、夜々失する事有るの間、天皇大いに驚き思し食し、宸禁を悩ましまして、博士を召されて御卜有り。博士卜ひ曰さく、日本第一の金の丸、一の石と成りて、その形厳しふして奥州に有り。宝剣心を件の石に係け、夜々禁中を出るなり。彼の金の石を召されて鳳闕に立てらるれば、帝都弥繁昌して、朝威四海を覆い、天下複た豊稔にして、聖化国土に及ぶと云々。時に御門、尤もしかるべく思し食し、即ち当国の守中臣部豊益連に課せて、彼の金の石を召し進ずべきの旨、宣下せらるの間、国司

勅定に任せて下知を加ふるの処に、国民等拘惜して曰く、彼の金の丸石は当国の護りとして往昔より以来今に有り。当代に至りてこの国の外に出んことと、叶ふべからずの由、一同せしめて奉献せざるの間、天皇大いに御逆鱗有り。群臣を召されて、僉議を経られて、第二箇度の勅使には日本武尊を大将軍として数万騎の官兵を引率して、捜り取るべきの由、宣下せらる。日本武尊に天照太神より天村雲の剣を申し賜ふ。御下向有る処に、東夷蜂起せしめて路次を塞ぎぬ。しかりと雖も、夷族尽く政め伏せられをはんぬ。爰に東夷は政め従へらると雖も、金石においては猶もって取り進ぜらるに及ばず。空しく御上洛の処に、美濃国伊冨貴の辺より御悩み有り、終に近江国において薨去せしめ給ひき。則ち白鳥と現じて東方を差し飛び去り、尾張国熱田の里に落ち留まりたまふと云々。御門、益宸禁を悩まし、安からず思し食し、叡慮を廻らしおはします。何人を遣はして彼の金の丸を召さるべき、各よくよく勘申すべきの由、仰せ下さるの処に、五十瓊敷入彦命は大力の勇士、正直賢聖にして世に勝れおませば、尤も召し仰せらるべきかの由、各一同に奏するに依りて、急速に命を召すべしと、大和守物部千武首をもって御使者として因幡国に差し下さるの間、千武毛里の御所に参りて宣旨を着け進じて叡慮の趣を言上す。しかれども命御勇無きの由御返答有れば、御乳父毛里権守日置部倫満曰さく、君の御一所の御事のみに非ず、市隼雄命の御事と云し、亦季満（毛里太郎）等事を存ずるに、この条御承引無くんばしかるべからざるの旨、倫満再往諛へ勧め申すに就きて、上洛を企て帰路に趣き給ふ。御供には御子市隼雄命の御乳父因幡権守（毛里権守と号す）日置部倫満・同じく嫡男太郎季満・同じく次男小二郎国満以下、惣じて因幡一国の荘士等、我も我も馳せ参るの間、都合その勢五百余騎にして御上洛有り。よって五十瓊敷入彦命禁裡に参じ、龍顔に観へたまふ。御門、大いに喜びましまして、急ぎ奥州に下向有りて国民等が惜しみ隠す所の金の丸の石を捜り取りて上洛有るべきの旨、綸言有り。即ち宣旨を成されをはんぬ。しかしての後に御息所渟熯皇女の御方御対面有り。日頃の御悲歎互ひに尽きざる御事なり。将た亦、市隼雄命も同じく御対面有り。この命は御息所の御腹の御子にて、幼少の御時より御厭却有りと雖も、母子恩愛の中にて互ひに御感涙を流したまふ。誠に哀れなり。御息所の仰せ曰はく、方々見へ奉る事は快然なり。しかりと雖も、復た奥州御下向の由を聞け

ば、心苦しく覚へ、涙漣泣す。しかりと雖も、五十瓊敷入彦命は、勅命黙止難きに依りて、これを閣きたまふに及ばず、御息所の御方を出給ふ。時に一首御詠

うちいづる宿のなごりのおしければ
ゆきもやられぬ旅の空哉

御息所

武蔵野の若紫の色にめでて
いかにおもはむやどのなごりを

この御歌は、毛里権守倫満の乙娘、上童として召し具せられて常に召さるる由聞こし食して、御遍歌有るをや。しかしての後、五十瓊敷入彦命、五百余騎の勢を引率し、大足彦忍代別天皇(景行天皇)十二年壬子十一月三日、大和国纒向日代の宮を立ち、奥州に下向したまふ。同じく十二月十五日、陸奥国に下着したまふ。既に宣旨三箇度に及べば、国民等強ちに子細を申ぶること能はず、件の金の石の立つ所を見せ奉る。ここにおいて、同じ形の石八つ立てり。この中に一の石は金の丸なり。何れを金とするや否や、分別の色无し。よって、国民等に課せて子細を尋ねらるべしと雖も、本より憾惜せしむれば、分明に言はざるの間、御迷惑有りて暫く御思案の処に、薨御有りし母后日葉酢媛命、忽然として化来しましまして曰はく、金の丸を知らんと欲はば、一面の鏡をもって石ごとに鏡を中てらるべし。金の丸に中たる時は必ず金の丸の石鏡を破るべきの旨を託し給ふて、夢の如くして見へ給はず。余の人は更にこれを見奉らず、不可思議なる御事なり。これに依り、石ごとに鏡を中てらるる刻、託の如く金の丸に中たるの時、鏡を破りをはんぬ。則ち彼の金の石を召さる。爰に国民等、この金石を蔵めんがために、同じ形の石七つを集めて、金の石に立て副へて、彼の所を名づけて八つ石と号すと云々。今度、金の一を召し取られての後は、七つ石と称すと云々。彼の金の石は、高さ三尺六寸、円さ八尺なり。則ち、数輩の人夫をもってこれを舁かせ、翌年癸丑正月三日、奥州を立ちて御上洛有り。当国の守中臣部豊益連をもって、路次より御使者として、件の金の石、相違无く捜り取り参上せしむの由、叡聞に達すべくして、先立ち早馬をなし京都に差し進ぜらる。豊益、鞭を揚げ駒を早め馳せ上る程に、五十瓊敷入彦命に十余日を先立ちて打ち上る。爰に豊益、当国の守たるに就きて、最前に仰せ付けらると雖も、強ちに国民等申すに依りてその語を得、これを閣きをはんぬ。今度、この如くの御沙汰に及ぶの間、凡そ日頃の不法、面目を失ふに依り、彼の金の石の相違無きの旨をば一言奏聞に及ばず、不実を構へ出、君いまだ知らし食さず哉、五十瓊敷入彦命の御息所、宝釵夜々失するの由を聞こし食して、折を得ましましてト博士を語らひたまひて、金の丸奥州に有り、宝釵これに通ずる由偽りトはしめて命を下し奉り、奥州において東夷をあひ語らひ、帝位を傾け奉らんと籌策を廻らしましますの由、漏らし讒奏せしむるの間、大和守千武首喜びを成し、差し合はせて同心に讒言す。しかる間、御門大いに御逆鱗有りて、則ち千武と豊益と両人を大将軍として十万余騎の官兵を差し向けられて、五十瓊敷入彦命を誅し奉るべきの由、宣旨を蒙る。各東山の関の外に馳せ向かひ、命の御息所渟熨皇女は当今の姫宮にして、親子の御中なり。しかりと雖も、讒臣の凶害に依りて朝敵と成りましまして、これを害し奉るべき由風聞す。しかりと雖も、御陳に及ばず、御心憂さの余り洛城の外に迷ひ出ましまして、摂津国河尻の辺において商人船に乗りたまひ、何方无く遙かに漫々たる海上に浮かみ、悠々たる船中に出て、身を風に任せ心を浪に漂はしましまします。爰にト博士は当今の御代に高麗国より本朝に来さしめ、朝廷に召し仕はるト筮の道士なり。推条但だ掌を指すが如し。ト方更に仏神の告げの如く、吉凶に就きて差し申す所、一事たりと雖も違はざるの間、御門鐘愛无双にして召し仕はると雖も、不実の讒に依りて忽ちに誅伐せられをはんぬ。不便の事なり。

同十三年癸丑二月十五日、夕べに及び五十瓊敷入彦命、美濃国厚見県平田河の東の津に着き、都よりの討手の大将以下官兵は同じき平田の西の津にして、河を隔てて陣を取る。官兵等の差し揚ぐる所の旗の足、春風に吹かれて天に飄り、暮日に耀かされて地を掩ひ白雲の如くに見ゆれば、毛里権守倫満これを見て、彼は何にと所の士民に尋ぬる処に、陸奥国より御上りの五十瓊敷入彦命、東夷を引率して朝敵と成りましまして御上りの由、その聞こへ有りき。都よりの討手の官兵の旗の足なりと語り申せば、倫満大いに驚きて則ちこの由を命に申す。命の曰く、我が身においては誤る事无し。何様、无実の讒を負ふと覚へたり。暫く供奉の輩、静まり侍るべし。ここにおいて左右无く合戦致さば、讒臣の謀略に落とされ、罪名を負ひて猥しく滅亡せんこと、後代の恥辱たるべし。何篇、上洛を遂げ誤り无きの旨をもって奏披すべきの由、仰せ下さるれば、毛里太郎季満の曰く、御定はしかりと雖も、この事は更に陸奥守豊益が讒奏なり。日頃も承り及ぶ旨有るの上、今も憚る所无く討手の大将として参対の上は、縦ひ降人として御出有りと雖も、当に助け奉るべからず。しかれば掌を合はせ誅伐されん事、口惜しき次第なり。御誤り无しと雖も、古を思ふに我が君は忝なくも活目入彦五十狭茅天皇(垂仁天皇)の第一の皇子にて、王位を嗣ぎ給はむ事疑ふ所无しと雖も、君は御望み有りて弓矢を受け持ちたまひて武略の業を専らにしましますの上は、是非の御願み有るべからず。且つは因州の兵共の見及ぶ所も恥辱なり。所詮、季満においては豊益を只一矢に射落とし、何とも罷り成るべきの由を言す。則ち甲冑を着し既に打ち出んと欲す。命この旨を聞こし食し、季満神妙なりと御感有りて、同じく武具を召されて御馬に乗り、五百余騎の中に打ち立たせましまして、弓杖を突き立ち騰がらせましまして、前後左右を御覧じて、因州の勇士等、各今に供奉の条、誠に神妙なり。我が身においてはその誤り无しと雖も、今勅勘を蒙るの間、是非において思ひ切る所なり。汝等に至りては面々に降人となり上洛を企て、身命を助けて生国に下向すべしと仰せ含めらるれば、兵共各曰く、因州より供奉せしめ、今に至るまで勲功の忠を致すの上は、今更に捨て奉るべからざる由、一同せしむ。轡を並べて官兵十万余騎の中に掛け入りて、我先と身命を捨て防戦の間、官兵の御方共に多く亡びぬ。爰に陸奥守豊益を毛里太郎季満の手に係けて討捕して、本望を遂ぐると雖も、多勢の中に取り籠められ敵のため生虜らる。舎弟毛里小二郎国満に至りては、討ち死にせしめをはんぬ。市隼雄命は御年十五歳、赤地錦の直垂に紅裳濃の御鎧を着して、金作りの御剣を帯き、十八指したる切苻の箭を頭高に負ひ成し、村藤の弓を持ち、金伏輪の鞍を連銭葦毛の馬に敷きて、御方の軍兵を召され、元より无勢なるに依りて、心計り武く思ふと雖も、大勢に押し囲められて、政め戦ふ者散々に討ち成さると見ゆる程に、市隼雄命表箭の鏑を取りて番ひ、掛け出給へば、父の五十瓊敷入彦命、伴に御出有らんと進みましまし処に、御上童の更衣、取り留め奉る。君に後れ奉りて片時も有らん事、心憂かるべし。先づ我を害し、御出有るべしと悲しみ申さるれば、命思し食し煩ひましまして、既に御釵を抜いて害せしめんと欲する刻、彼の上童の懐妊、今十箇月に満ち、誕生を待ちたまふ処に、この事出来して、今胎内の御子三声泣き給へり。命、これを聞こし食し、御肝に銘じ、天に仰ぎ、願はくば天照太神、無実の罪を哀れみ、有待の苦を免ぜよと御祈念有れば、神慮忽ちに御納受を垂れ、天晴れて雨降らざるに頓かに大洪水平田河に出来て、啻東西の岸を混し、洋水陸地に湛へ、逆波崖路を塞ぎて、敵陣を引き退きぬ。遙かに隔てを成し、しかる間御産平安にして、男子御誕生有り。かくの如き処に、奥州より舁き持たるる金石をば、合戦に及ぶの時、厚見県 艮 椿原の中に蔵め置きたまふ。一夜の内に三十六丈の山と出現して、五十瓊敷入彦命并びに御嫡子の市隼雄命、今度御誕生の若宮共に則ち彼の山に入りましまして失せ給ひをはんぬ。この条、旁もって不可思議の神変なり。爰に京都より下向の大将軍大和守千武以下の官兵等、これらの次第を見奉り奇特の念を成し、力に及ばず、生虜りの毛里太郎季満計りをあひ具して参洛せしめ、右の次第始中終これを奏達す。天皇、希有の叡慮を成したまふ。時日を遇ごしましまします。五十瓊敷入彦命、或る日は忽然として化来せしめ、或る夜は夢中に出現して、天皇に見ひたまひて告げ示して曰く、帝は四海の境内を従へ、国土の大政を主り、聖慮誠にもって賢くましますと雖も、姦佞の謬謂を信じ、達通のト筮を疑ひ、讒を用ゐ実を棄て、終にもって金の丸の石を御覧ぜず、忠有り科无く公を貴び私を賤しむ予を還りて罪を蒙らせたまふの条、その御咎軽からざるの間、返報を致し奉るべしと雖も、謀臣の所行たるの間、今助け奉る所なり。讒者豊益においては、既に誅伐せしめをはんぬ。千武に至りては、今に助け置くと雖も、終に无間獄に堕罪せしめ、彼の子孫等においては、永く断絶すべきなり。只口惜しきは、无実の虚名なり。争か哀れみを成されざらん。爰に予、罪无くして勅勘を被る事、大梵天王哀れみを垂れられ、鬱憤を慰められ、予に神号を因幡大菩薩と授けられ、今金山において跡を垂れ、利益を衆生に施すべく、衆多の従神等を付けらる。しかれば今に彼の金山に住む。ここにおいて、无実の輩を助け、四方の群生を済度し、願望を満たさんと欲するなりと告げ示し給へば、帝大いに驚きましまして、大臣武内宿祢を

勅使に差し下され、則ち当国厚見の県をもって御敷地に補せらる。当県の県内椿原（今は椿生と号す）金山の麓において社壇を構へ、同じく天皇十四年甲寅二月十六日、因幡大菩薩と崇め奉り、宣命を含まれをはんぬ。次に大菩薩の母后日葉酢媛命をば、御霊大菩薩と御一所において御座有るべきの旨御告げ有るに依りて、神勅に任せ、当山の峯に崇め奉り、峯の権現と号し奉り（亦は本宮と称す）、同じく宣命を含み奉りをはんぬ。面々一々の王子眷族、同じくこの如し。その後、四季の御神楽・二季の法会以下の祭礼を定めて、恒例の礼奠をなし、五衰三熱の苦を休め奉る勤行なり。しかれば、霊験弥盛んにして、神徳遠近に施し、利生益新たにして、厳重を緇素に示し、当国に限らず隣国に及ぶまで威光を仰ぎ奉り、利生を蒙る諸人繁多なり。次に大菩薩御息所渟熨媛命は、美濃国厚見の県平田の東の津において五十瓊敷入彦命討たせられましますと伝へ聞こし食し、御心彼の所に通へるの処、御船に召さるれば、思し食しの如く相違无く平田の東の津に着きたまふの間、当所においてこの御事等を尋ねらるる処に、彼の津の長の老翁出で来て曰さく、金石持たせられし人々はここにおいて皆々亡びて後、その石は一夜の中に山と成りて、彼に見へ侍ると云々。時に渟熨媛命彼の方を御覧じ、その石はこの津に着きて侍りける所なり。しからば今より以後は、この所においては金津と号すべし。我則ちこの所に住むべしとて、金の大明神と現じたまふ。金山においては、因幡大菩薩垂跡の地たるに依り因幡山と号す。亦は、元三尺六寸の金石として、頓かに三十六丈の山と成るの故に、一石山と称す。亦は、奥州において召さるの時、鏡を破るの故に破鏡山と名づくるなり。将又、毛里太郎季満は、合戦の時生虜られて京洛に有りし程に、五十瓊敷入彦命因幡大菩薩と崇められましますの時、且つは神慮にあひ叶ふべきとて、季満をもって一方の祠官たるべしとて祢宜に補せらる。本姓日置部を改めて、県宿祢の姓を賜ふなり。爰に因幡大菩薩、跡を金山に垂れまします事、人皇十二代の帝景行天皇（又は大足彦忍代別天皇と曰ふ）十四年以来、同じき三十二代の帝用明天皇の御宇に至るまで、五百余歳の星霜を送るの処に、百済国より仏経僧尼等を本朝に渡さる。その僧の中に難行法師、天の告げ有りて、夢中にこれを見、美濃国厚見郡（欽明天皇の御宇に県を改めて郡となす）耀ける金の山に仏菩薩多々有りて現じましますと見奉りて、則ち夢覚めての後、夢に見る所の金の山の形を図絵に模し、当国に下向せしめ、当山に尋ね入りて霊地を拝見するの処に、聳へたる巌峨々として目を驚かせ、金石嵨々として眼を耀かす。三十六丈の前には、冷水北脇より流れ（これ、因幡河と号す）、四十一地の飾り懸鈴普く東西を照らす。これを見れば、則ち心清澄にして、仏土に至る思ひを成し、実に仏神影向せしめたまふ霊地なりと覚へたり。信心を致して、当山の巌崛に閉ぢ籠もりて、本体を見奉らんがために一千日勤行を致して、祈誓し奉るの処に、或る夜の夢の中に告げ示して、我が体を見んと欲せば、当山の東方に大なる池有り（達目の池と号す）。彼の池に至り我を見るべしと云々。よって翌日の未明に、彼の所に荏んで拝見し奉れば、甲冑を着たる武者数十騎、白雲に乗じて出現し、難行法師の前に見へたまふ。時に難行曰さく、当山において勤行を致すその志趣、定めて知見せしめたまふらん。今御出現の如きは、尤ももって不審なり。願はくは、早く本体を示したまへ。御本誓を仰ぎ奉りて、崇敬し奉るべきの旨、祈誓を致すの時、その返事に託したまふ。我在世の昔は武略を稟けて石上の神宝を主る。垂跡の今は金山に住み愚鈍の衆生を利すと示されて、我是弥陀　此山垂跡　現大菩薩　済度衆生

伊奈波川底さへてらす玉こ石
我こそとらめ袖はぬるとも

この如く示したまひて、見へたまはず。難行よくよく神勅を承りて、一々本地の徳を弘め、各々垂跡の化を讃めたてまつってこれを記す。

一、中宮因幡大菩薩（垂仁天皇の皇子五十瓊敷入彦命なり。母后は日葉酢媛命なり）
本体阿弥陀如来化身なり。
一、本宮峯権現（垂仁天皇の后、大菩薩の母后日葉酢媛命なり）
本体薬師如来化身なり。
一、下宮金大明神（大菩薩の本御息所渟熨媛命なり。景行天皇御媛なり）
本体聖観世音菩薩化身なり。
已上、三所大菩薩これなり。
一、大行事（大菩薩の御嫡子、市早隼雄命なり。御母儀は渟熨媛命なり）
本体虚空蔵菩薩化身なり。
一、后御前（大菩薩の更衣なり。児の御前の母儀なり。毛里権守倫満の女なり）
本体十一面観世音化身なり。
一、大神門（大菩薩の御乳父毛里権守大因幡倫満なり）
本地金剛界大日如来なり。
已上、三所の王子これなり。
一、児の御前（大菩薩の御子、平田にて合戦の時、彼の所において誕生の御子なり。母儀は倫満の息女、大菩薩の更衣后の御前なり）
本地勝軍地蔵菩薩なり。
一、高山（毛里権守倫満の妻室、后の御前并びに毛里太郎季満、同じく小次郎国満等が母なり）
本地釈迦如来化身なり。
一、野宮（毛里小次郎国満なり）
本地毘沙門天王化身なり。
一、祖曽路宮（卜筮博士高麗の人、卜って討たせらるる博士なり）
本地大聖文殊師利菩薩化身なり。
一、峯八王子（当山の守護神）
本地八大金剛童子
一、惣社大明神（因幡国より供奉せしむる五百余騎の兵なり）
本地各千手千眼観自在菩薩化身なり。

難行法師、この如く行じ顕はし奉り、面々に各々に御宝殿を造りてこれを崇め奉る後、弥勒菩薩我なりとて掻き消すやうに失せをはんぬ。彼の難行法師の籠もり住せしめて勤行を巌崛に致すは、その後、難行が岩屋と号すなり。将又、当所厚見においては、欽明天皇御宇に県号を改めて厚見郡と称し、元の如く当社の御敷地なり。中んづく、当社威光を施し給ふ事は、第四十代の帝天武天皇、大友皇子に襲はれましまし、九禁を去り大和国吉野山の奥、清見原に引き籠もりましまし、それより伊賀・伊勢を経廻り、美濃国不破郡（本は野上郡。これ、不破と改む）に着きましまして、不破の関を塞いで当国并びに尾張国等の軍兵を召され御合戦有るの時、南宮法性大菩薩の社壇において御祈誓有りて、今度の合戦に討ち勝ちて本意を遂げば、当国の一宮に崇め奉るべきの由、御祈念の処に、神託して示したまふ。我一人としては叶ふべからず。因幡大菩薩の大行事市隼雄大明神は、しかるべき勇士なり。尤も語り申さるべしと告げ示したまへば、当山に向かひましまして御祈誓有りしかば、因位の昔、武略の道を受け持ちたまふ事今に御忘れ无く、忽ちに現じ、鏑矢当山より鏑の声を鳴らし、西を指して飛び行くと聞こし食され、御憑もしく不破の関を固めてあひ待ちたまふの処に、大友皇子の軍兵数千騎の勢を率し、不破の関に政め来て、悉く亡びて、長沢と号する谷河において人馬多々馳せ埋って、彼の谷河の水血に成って流れ出るの間、それより以来、彼の河を黒血河と号したるなり。大友皇子も近江国において誅せられ、不破の内裏に参りき。天皇、御本意の如く御即位有りて、濃州においては野山天皇と号し奉る。吉野山しては清見原天皇と称し奉る。京洛に行幸の後は、天武天皇とこれを申す。しかして後に南宮法性大菩薩をば当国の一の宮と崇め奉り、因幡大菩薩をば同じく三の宮と崇め奉りたまふ。御敷地厚見郡をもって御神領と定められ、景行天皇の十三年二月十六日、亡御の日限をもって六所の神宮寺を建立せられ、毎年二月十六日より始めて三十講を行はれ、三月三日より同六日に至るまで四日の八講を勤め、当郡内平田の東西の庄以下の郷々、八頭を勤めしめて奉幣を致すなり。しかのみならず、八人の八人女、五人の神楽男を定め置かれ、日々夜々の御神楽断へず、再拝を致し奉るものなり。一天の下には霊験无双の神なり。しかれば、諸人歩みを運び、利生に預かる事、これ新たなり。在世の昔は石上の神宝を主り、垂跡の今は武略の迹を本として、朝家を守り奉りたまふ神明なり。続日本後記に曰く、承和十二歳秋七月丙午の朔辛酉に美濃国厚見郡に无位伊奈波の神に従五位下を授け奉る。国司等の解状に依りてなり。日本三代実録に曰く、貞観十一季十二月五日戊子、美濃国従五位上伊奈波の神に正五位下を授く。亦云く、元慶四年十一月九日己未、美濃国正五位上伊奈波神に従四位下を授く。この神本縁の事、関国史引勘の処に、所見この如し。次に神位の事、元慶四年従四位下を授け奉るの由、国史の文に載せて炳らかなり。その後、位を授くる所見いまだこれを勘へ得ず。但し天下の諸神、一階を加へ奉る事、天慶より建治に迄八箇度なり。彼の宣下の数をあひ計るに、この御神の階級を知るべきや。爰に経朝卿（時に四品）康元年中当社の額を書せらるる時、正一位因幡大菩薩の由これを載せ奉ると云々。しかれば、極位（正一位）の神たるの条、勿論か。

右、竹帛載する所、管窺かくの如し。よって勘録件の如し。

延文四年九月日、正四位下行神祇権大副兼内蔵権頭卜部宿祢兼前